

【 中野区地域公共交通計画（令和6年3月発行） 正誤表 】

中野区地域公共交通計画（令和6年3月発行）に一部誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

訂正箇所

誤	正																
<p>本編P88：5-3-1 評価指標と目標値 目標2 利便性の高いまちの拠点となる交通結節点の形成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">基準値</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">中間目標 令和10 (2028)年度</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">最終目標 令和15 (2033)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度(不満と感じていない人の割合)</td> <td style="text-align: center;">新39.1%・ 沼51.9%</td> <td style="text-align: center;">新40.0%・ 沼52.0%</td> <td style="text-align: center;">新50.0%・ 沼60.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準年：令和4(2022)年 出典：2022中野区区民意識・実態調査 参考値：令和3(2021)年_新37.3%・沼55.6%、令和2(2020)年_新42.5%・沼49.4%</p>		基準値	中間目標 令和10 (2028)年度	最終目標 令和15 (2033)年度	新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度(不満と感じていない人の割合)	新39.1%・ 沼51.9%	新40.0%・ 沼52.0%	新50.0%・ 沼60.0%	<p>本編P88：5-3-1 評価指標と目標値 目標2 利便性の高いまちの拠点となる交通結節点の形成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">基準値</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">中間目標 令和10 (2028)年度</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">最終目標 令和15 (2033)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度(不満と感じていない人の割合)</td> <td style="text-align: center;">新51.9%・ 沼39.1%</td> <td style="text-align: center;">新52.0%・ 沼40.0%</td> <td style="text-align: center;">新60.0%・ 沼50.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準年：令和4(2022)年 出典：2022中野区区民意識・実態調査 参考値：令和3(2021)年_新55.6%・沼37.3%、令和2(2020)年_新49.4%・沼42.5%</p>		基準値	中間目標 令和10 (2028)年度	最終目標 令和15 (2033)年度	新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度(不満と感じていない人の割合)	新51.9%・ 沼39.1%	新52.0%・ 沼40.0%	新60.0%・ 沼50.0%
	基準値	中間目標 令和10 (2028)年度	最終目標 令和15 (2033)年度														
新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度(不満と感じていない人の割合)	新39.1%・ 沼51.9%	新40.0%・ 沼52.0%	新50.0%・ 沼60.0%														
	基準値	中間目標 令和10 (2028)年度	最終目標 令和15 (2033)年度														
新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度(不満と感じていない人の割合)	新51.9%・ 沼39.1%	新52.0%・ 沼40.0%	新60.0%・ 沼50.0%														
<p>概要版P2：□評価指標 目標2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">◇ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度</td> <td style="width: 10%;">令和4年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">新39.1% 沼51.9%</td> <td style="width: 10%;">令和15年</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">新50.0% 沼60.0%</td> </tr> </tbody> </table>	◇ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度	令和4年	新39.1% 沼51.9%	令和15年	新50.0% 沼60.0%	<p>概要版P2：□評価指標 目標2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">◇ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度</td> <td style="width: 10%;">令和4年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">新51.9% 沼39.1%</td> <td style="width: 10%;">令和15年</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">新60.0% 沼50.0%</td> </tr> </tbody> </table>	◇ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度	令和4年	新51.9% 沼39.1%	令和15年	新60.0% 沼50.0%						
◇ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度	令和4年	新39.1% 沼51.9%	令和15年	新50.0% 沼60.0%													
◇ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺利用時の満足度	令和4年	新51.9% 沼39.1%	令和15年	新60.0% 沼50.0%													

【 中野区地域公共交通計画（令和6年3月発行） 正誤表 】

中野区地域公共交通計画（令和6年3月発行）に一部誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

訂正箇所

誤	正																				
<p>本編P67：5-1-1 目標別施策内容 目標3 区民の日常生活を支える公共交通の維持・改善 施策6 脱炭素の推移</p> <p>・CO₂排出を抑制する移動手段の情報発信の他、</p>	<p>本編P67：5-1-1 目標別施策内容 目標3 区民の日常生活を支える公共交通の維持・改善 施策6 脱炭素の推移</p> <p>・CO₂排出を抑制する移動手段の情報発信の他、</p>																				
<p>本編P97：資料編 資料4 用語解説</p> <table border="1" data-bbox="112 949 1081 1388"> <tr> <td>自転車ナビマーク</td> <td>自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示であり、自転車ナビマークは、主として車道の左側端、自転車ナビラインは交差点に設置される。</td> </tr> <tr> <td>自転車ナビライン</td> <td>道路標識等により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと。</td> </tr> <tr> <td>自転車レーン</td> <td>継ぎ目がないこと。本方針においては、各交通の乗継ぎによる「継ぎ目」や駅前広場等の交通ターミナル内における歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することを指す。</td> </tr> <tr> <td>シームレス</td> <td>道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めた政令。</td> </tr> <tr> <td>車両制限令</td> <td>東京都のシルバーパス制度において、高齢者の社会参加を目的とし、都内に住民登録されている満70歳以上の方に希望制で発行する乗車証。都営交通のほか一定の民間交通を利用することができる。</td> </tr> </table>	自転車ナビマーク	自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示であり、自転車ナビマークは、主として車道の左側端、自転車ナビラインは交差点に設置される。	自転車ナビライン	道路標識等により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと。	自転車レーン	継ぎ目がないこと。本方針においては、各交通の乗継ぎによる「継ぎ目」や駅前広場等の交通ターミナル内における歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することを指す。	シームレス	道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めた政令。	車両制限令	東京都のシルバーパス制度において、高齢者の社会参加を目的とし、都内に住民登録されている満70歳以上の方に希望制で発行する乗車証。都営交通のほか一定の民間交通を利用することができる。	<p>本編P97：資料編 資料4 用語解説</p> <table border="1" data-bbox="1120 949 2121 1388"> <tr> <td>自転車ナビマーク 自転車ナビライン</td> <td>自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示であり、自転車ナビマークは、主として車道の左側端、自転車ナビラインは交差点に設置される。</td> </tr> <tr> <td>自転車レーン</td> <td>道路標識等により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと。</td> </tr> <tr> <td>シームレス</td> <td>継ぎ目がないこと。本方針においては、各交通の乗継ぎによる「継ぎ目」や駅前広場等の交通ターミナル内における歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することを指す。</td> </tr> <tr> <td>車両制限令</td> <td>道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めた政令。</td> </tr> <tr> <td>シルバーパス</td> <td>東京都のシルバーパス制度において、高齢者の社会参加を目的とし、都内に住民登録されている満70歳以上の方に希望制で発行する乗車証。都営交通のほか一定の民間交通を利用することができる。</td> </tr> </table>	自転車ナビマーク 自転車ナビライン	自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示であり、自転車ナビマークは、主として車道の左側端、自転車ナビラインは交差点に設置される。	自転車レーン	道路標識等により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと。	シームレス	継ぎ目がないこと。本方針においては、各交通の乗継ぎによる「継ぎ目」や駅前広場等の交通ターミナル内における歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することを指す。	車両制限令	道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めた政令。	シルバーパス	東京都のシルバーパス制度において、高齢者の社会参加を目的とし、都内に住民登録されている満70歳以上の方に希望制で発行する乗車証。都営交通のほか一定の民間交通を利用することができる。
自転車ナビマーク	自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示であり、自転車ナビマークは、主として車道の左側端、自転車ナビラインは交差点に設置される。																				
自転車ナビライン	道路標識等により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと。																				
自転車レーン	継ぎ目がないこと。本方針においては、各交通の乗継ぎによる「継ぎ目」や駅前広場等の交通ターミナル内における歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することを指す。																				
シームレス	道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めた政令。																				
車両制限令	東京都のシルバーパス制度において、高齢者の社会参加を目的とし、都内に住民登録されている満70歳以上の方に希望制で発行する乗車証。都営交通のほか一定の民間交通を利用することができる。																				
自転車ナビマーク 自転車ナビライン	自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示であり、自転車ナビマークは、主として車道の左側端、自転車ナビラインは交差点に設置される。																				
自転車レーン	道路標識等により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯のこと。																				
シームレス	継ぎ目がないこと。本方針においては、各交通の乗継ぎによる「継ぎ目」や駅前広場等の交通ターミナル内における歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することを指す。																				
車両制限令	道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めた政令。																				
シルバーパス	東京都のシルバーパス制度において、高齢者の社会参加を目的とし、都内に住民登録されている満70歳以上の方に希望制で発行する乗車証。都営交通のほか一定の民間交通を利用することができる。																				